「不利益処分」基準等公開票(法律又は命令)

不利益処分名	特定施設の改善命令等
根拠法令・条項	ダイオキシン類対策特別措置法第22条第1項
所 管 課	環境保全部環境対策課
処 分 基 準	排出者が、その設置している大気基準適用施設の排出口又は水質基準適用事業場の排水口において排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を継続して排出するおそれがあると認めるとき。
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別 ・聴 聞 ・弁 明
	(聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等) ただし、行政手続法第13条第2項第1号に規定する 「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前 項に規定する意見陳述のための手続きをとることができ ないとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項